

高知県中山間地域就農支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県中山間地域就農支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、中山間地域の担い手を確保することを目的として、中山間地域において新たに就農する者の円滑な営農開始と就農後の経営発展の取組を支援するため、市町村（以下「補助事業者」という。）が実施する事業（以下「補助事業」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(事業内容等)

第3条 事業内容、補助事業者、交付対象者及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助条件)

第4条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者及び交付対象者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る法令、規則、要綱等の規定に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行うものとし、補助金を他の用途へ使用してはならないこと。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了後の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (5) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間（以下「処分制限期間」という。）内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事及び市町村の承認を受けなければならないこと。
- (6) 補助事業に関する規程、要綱等を定め、これに基づいて支払うものとする。
- (7) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (8) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと（市町村除く。）。

(交付申請)

第5条 補助事業者は、補助事業を実施しようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、

消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定前着手）

第 6 条 補助事業者は、補助事業に着手する場合は、原則として、補助金の交付の決定に基づき行わなければならない。ただし、やむを得ない事由により補助金の交付の決定前に補助事業に着手する必要がある場合は、別記第 2 号様式による交付決定前着手届を知事に提出しなければならない。

（交付決定）

第 7 条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、速やかに補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

（交付決定の取消し）

第 8 条 知事は、補助事業者が別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
2 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、前項各号に掲げる条件のほか、交付の条件を付することができる。

（補助事業の変更）

第 9 条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費について、次の各号のいずれかに該当する重要な変更（当該各号に該当しない軽微な変更を除く。）をしようとするときは、別記第 3 号様式による補助金変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
（1）補助金総額の増額又は 30 パーセントを超える減額
（2）補助事業の中止又は廃止
2 知事は、前項の規定による承認の際に、補助事業者に対し、必要な調査を行うことができる。

（補助事業の遅延等）

第 10 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出して、その指示を受けなければならない。

（概算払請求手続）

第 11 条 補助事業者は、規則第 14 条ただし書の規定による補助金の概算払を請求しようとするときは、別記第 4 号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第 12 条 補助事業者は、補助事業が完了（補助金の交付の完了）した場合は、補助事業の完了した日から起算して 30 日を経過した日又は補助事業の実施年度の 3 月 15 日のいずれか早い日までに、別記第 5 号様式による補助金実績報告書を知事に提出しなければならない。
2 第 4 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、前項の補助事業実績報告書を提出するに当たって、同条第 2 項ただし書の規定に該当した各事業実

施主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、第1項の補助事業実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第6号様式による報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（補助金の返還等）

第13条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- （1）補助事業者が、この要綱の規定に違反し、又は補助事業に関し不正の行為を行ったとき。
- （2）補助事業者が、虚偽又は不正の申請により補助金の交付を受けたとき。
- （3）補助事業者が、補助金の交付の条件に違反したとき。
- （4）補助事業者が、自らが定める規程、要綱等の規定に基づき助成金の一部又は全部を返還させたとき。
- （5）補助事業の実施が著しく不相当であると認められたとき。
- （6）補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められたとき。

（補助事業の成果の検証等）

第14条 知事は、補助事業の効果を検証するために必要があると認めるときは、補助事業者に対し、報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。この場合において、補助事業者は、知事からの報告の求め又は調査に協力するよう努めなければならない。

（グリーン購入）

第15条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

（県内発注）

第16条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

（情報の開示）

第17条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月9日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき

交付された補助金について、第8条、第12条第3項、第13条、第14条及び第17条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

事業内容	補助事業者	交付対象者	補助率
<p>中山間地域就農支援事業 中山間地域において新たに就農する者の円滑な営農開始と就農後の経営発展を支援するため、必要な農業用資材や農業用機械の購入及び施設の整備、又これに係る修繕等※1に要する経費を補助する。</p> <p>※1 本事業以外の県の助成事業の対象として整備するものではないこと。</p>	市町村	実施要領第2の1に定める要件を満たす者とする	<p>2分の1以内 （補助上限額は2,000千円）</p> <p>※市町村の継ぎ足し 4分の1以上必須とする。</p>

別表第2（第4条、第7条、第8条、第13条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。